

表 管理濃度

物の種類	管理濃度 (温度25度、1気圧の空気中での濃度)
土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じん	次の式により算定される値 $E = \frac{3.0}{1.19Q + 1}$ この式において、EおよびQは、それぞれ次の値を表すものとする。 E 管理濃度(単位 mg/m ³) Q 当該粉じんの遊離けい酸含有率(単位 %)
アクリルアミド	0.1mg/m ³
アクリロニトリル	2 ppm
アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基またはエチル基である物に限る)	水銀として0.01mg/m ³
エチルベンゼン	20ppm
エチレンイミン	0.05ppm
エチレンオキシド	1 ppm
塩化ビニル	2 ppm
塩素	0.5ppm
塩素化ビフェニル (PCB)	0.01mg/m ³
オルト-フタロジニトリル	0.01mg/m ³
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして0.05mg/m ³
クロム酸及びその塩	クロムとして0.05mg/m ³
クロロホルム	3 ppm
五酸化バナジウム	バナジウムとして0.03mg/m ³
コバルト及びその無機化合物	コバルトとして0.02mg/m ³
コールタール	ベンゼン可溶性成分として0.2mg/m ³
酸化プロピレン	2 ppm
シアン化カリウム	シアンとして 3 mg/m ³
シアン化水素	3 ppm
シアン化ナトリウム	シアンとして 3 mg/m ³
四塩化炭素	5 ppm
1,4-ジオキサン	10ppm
1,2-ジクロロエタン (二塩化エチレン)	10ppm
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	0.005mg/m ³
1,2-ジクロロプロパン	1 ppm
ジクロロメタン (二塩化メチレン)	50ppm
ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP)	0.1mg/m ³
1,1-ジメチルヒドラジン	0.01ppm
臭化メチル	1 ppm
重クロム酸及びその塩	クロムとして0.05mg/m ³
水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く)	水銀として0.025mg/m ³
スチレン	20ppm
1,1,2,2-テトラクロロエタン(四塩化アセチレン)	1 ppm
テトラクロロエチレン (パークロルエチレン)	50ppm ※平成28年10月1日より25ppm
トリクロロエチレン	10ppm
トリレンジイソシアネート	0.005ppm
ナフタレン	10ppm
ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る)	ニッケルとして0.1mg/m ³
ニッケルカルボニル	0.001ppm
ニトログリコール	0.05ppm
パラ-ニトロクロルベンゼン	0.6mg/m ³
砒素及びその化合物 (アルシン及び砒化ガリウムを除く)	砒素として0.003mg/m ³
亜弗化水素	0.5ppm
ベータ-プロピオラクトン	0.5ppm
ベリリウム及びその化合物	ベリリウムとして0.001mg/m ³

金属 Q=0
∴ E=3